

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2013年8月7日

【四半期会計期間】 第133期第1四半期(自2013年4月1日至2013年6月30日)

【会社名】 株式会社クラレ

【英訳名】 KURARAY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤文大

【本店の所在の場所】 岡山県倉敷市酒津1621番地

【電話番号】 086(422)0580
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っています。)
東京都千代田区大手町1丁目1番3号
03(6701)1209

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部 経理部長 松本和也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1番3号

【電話番号】 03(6701)1071

【事務連絡者氏名】 経営企画本部 IR・広報部長 島本智之

【縦覧に供する場所】 当社東京本社
(東京都千代田区大手町1丁目1番3号)
当社大阪本社
(大阪市北区角田町8番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社東京本社および当社大阪本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第132期 第1四半期 連結累計期間	第133期 第1四半期 連結累計期間	第132期
会計期間		自 2012年4月1日 至 2012年6月30日	自 2013年4月1日 至 2013年6月30日	自 2012年4月1日 至 2013年3月31日
売上高	(百万円)	88,523	93,158	369,431
経常利益	(百万円)	10,590	10,345	48,590
四半期(当期)純利益	(百万円)	5,822	6,555	28,798
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	12,420	18,021	46,653
純資産額	(百万円)	373,082	413,892	401,307
総資産額	(百万円)	555,241	597,157	587,254
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	16.71	18.74	82.62
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	16.69	18.67	82.52
自己資本比率	(%)	66.0	68.3	67.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税および地方消費税は含まれていません。

3. 当第1四半期連結会計期間より、一部の在外子会社について「従業員給付」(国際会計基準審議会 国際会計基準第19号 2011年6月16日)を適用しています。当該会計方針の変更は遡及適用されるため、第132期第1四半期連結累計期間および第132期連結会計年度の四半期包括利益又は包括利益・純資産額・総資産額・自己資本比率は遡及適用後の数値を記載しています。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動についても特に記載すべき事項はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しています。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)セグメント情報」の「1. 当第1四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日) 2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（2013年4月1日～2013年6月30日）における経営環境は、前連結会計年度終盤より円高の局面が是正されましたが、欧州経済の回復の遅れ、中国をはじめとする新興国経済の成長ペース鈍化により、全体的に需要に力強さを欠く状況が続きました。国内においても「アベノミクス」に対する期待感はあるものの、実体経済には顕著な効果はまだ見られていません。

このような状況においても、当社グループは持続的な成長を実現させるため、前連結会計年度よりスタートさせた中期経営計画『GS-』に掲げた経営戦略に基づき、コア事業の世界戦略を加速するとともに、水・環境、エネルギー、光学・電子の各領域において次世代を担う事業の開発を積極的に推進しています。

当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、売上高は前年同期比4,634百万円（5.2%）増の93,158百万円、営業利益は1,286百万円（11.0%）減の10,412百万円、経常利益は245百万円（2.3%）減の10,345百万円、四半期純利益は732百万円（12.6%）増の6,555百万円となりました。

セグメント別の状況

当社は、2013年4月1日付で、中期経営計画『GS-』に掲げた諸施策を一層確実に実行するために組織改定を実施しました。これに伴い、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントを変更しています。なお、第1四半期連結累計期間の比較・分析は変更後のセグメント区分に基づいています。

[ビニルアセテート]

当セグメントの売上高は43,602百万円（前年同期比17.5%増）、営業利益は11,770百万円（同1.2%減）となりました。

水溶性ポパールフィルムは旺盛な需要を背景に順調に拡大しましたが、光学用ポパールフィルムは液晶テレビの需要が回復傾向にあるものの、パネルの在庫調整が続いたため、販売量は微増に留まりました。ポパール樹脂は特にアジアでの競合激化の影響を受け、全般的に苦戦しました。また、PVBフィルムは欧州の景気低迷の影響を強く受けました。

なお、洗剤用途の旺盛な需要拡大に対応するため、米国で水溶性ポパールフィルムの増設を決定しました。

EVOH樹脂<エパール>は欧州で伸び悩みましたが、米国、アジアでは順調に拡大しました。

[イソブレン]

当セグメントの売上高は11,801百万円（前年同期比0.2%減）、営業利益は242百万円（同59.5%減）となりました。

イソブレン関連では、熱可塑性エラストマー<セプトン>は需要が回復傾向にあるものの、ファインケミカル、液状ゴムの需要が低調に推移しました。

耐熱性ポリアミド樹脂<ジェネスタ>は、LED反射板・コネクタ用途が堅調に推移し、自動車用途も拡大しました。

[機能材料]

当セグメントの売上高は10,560百万円（前年同期比1.1%増）、営業損失は50百万円（前年同期は434百万円の利益）となりました。

メタクリル樹脂は、引き続き市況低迷および原燃料価格上昇の影響を受けました。

メディカルは、歯科材料の販売が堅調に推移しました。

人工皮革<クラリーノ>は、靴用途の需要が引き続き低調に推移、ランドセルの在庫調整の影響も受けましたが、構造改善の一環として取り組んでいる既存プロセスの中国移管は順調に進んでいます。

[繊維]

ビニロンは、需要の回復によりプレーキホース用途、アスベスト代替のFRC（繊維補強セメント）用途ともに堅調に推移しました。この結果、売上高は10,138百万円（前年同期比3.4%減）、営業利益は768百万円（同25.3%増）となりました。

[トレーディング]

ポリエステルをはじめとする繊維関連事業は堅調に推移しましたが、一部の事業は景気低迷の影響を受け伸び悩みました。この結果、売上高は25,512百万円（前年同期比4.9%減）、営業利益は714百万円（同5.2%減）となりました。

[その他]

活性炭事業は、エネルギー関連用途を主体に堅調に推移しました。活性炭以外の事業については総じて景気低迷の影響を受け、売上高は13,659百万円（前年同期比8.0%減）、営業利益は320百万円（同68.4%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

<株式会社の支配に関する基本方針>

・当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。たとえば、株式の持合いの解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が一層浸透する一方で、企業買収に対する株式市場、企業社会の理解も深まっています。こうした中で、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行ったりするための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、および当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取組みを行っております。これらの取組みは、上記の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

1. 中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社が目指すべき長期的な方向性を示す「長期企業ビジョン」の実現に向けて、2012年度から2014年度の3ヵ年計画として中期経営計画「GS-」に取り組み、技術革新、地域拡大、外部資源活用、グローバル経営基盤強化および環境対応を主要な経営戦略とし、次なる成長のステージへ飛躍するための諸施策に取り組んでおります。

2. コーポレート・ガバナンス体制の構築

当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記に記載の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下の諸施策の実施を通じてコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

社外取締役による経営監督機能の強化および執行役員制度による経営の意思決定と業務執行責任の分離

社外監査役による監査機能の充実

社外有識者による社長の業務執行に対する助言を目的とした経営諮問会議の設置

3. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるべく、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来の成長力の確保に配慮しつつ、適正な利益配分を行うよう努めています。

当社は、上記1.に記載のとおり、中期経営計画「GS-」を実施しております。この期間における利益配分として、連結当期純利益に対する配当性向35%以上を目標としております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2012年6月22日開催の当社第131回定時株主総会の承認を得て、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。

本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます。）では、当社株式の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。）を行う大量買付者には大量買付行為を行う前に、大量買付行為に対する皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報を提供していただくこととしております。当社取締役会は、当該情報に基づき所定の評価期間内に大量買付行為に対する意見を取りまとめ、株主の皆様にご公表するとともに、必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議し、株主の皆様に対する代替案の策定等を行います。

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行おうとする場合には、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、新株予約権の無償割当てによる対抗措置を発動することができるものとします。他方、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合には、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合を除き、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、社外取締役および社外監査役で構成される特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、特別委員会の勧告または当社取締役会の判断に基づき対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

なお、本プランの有効期間は、2012年6月22日開催の当社第131回定時株主総会の終了時から2015年に開催される当社第134回定時株主総会の終結時までです。

本プランの詳細については、当社のウェブサイト（http://www.kuraray.co.jp/release/2012/pdf/120426_1_jp.pdf）をご参照ください。

・上記 . の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的として、上記 . の取組みを行っております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株式の大量買付けは困難になるものと考えられます。したがって、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

・上記 . の取組みについての取締役会の判断

上記 . の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者、および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行いまは行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがって、上記 . の取組みは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、上記 . の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 . の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されたものです。さらに、上記 . の取組みにおいては、株主意思の重視、合理的な客観的要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 . の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものです。

したがって、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（3） 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は4,196百万円です。なお、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の状況の変更の内容は、次のとおりです。

当社は、コア事業の基盤技術の強化と新事業開発のスピードアップを図るため、新事業開発本部を研究開発本部と新事業開発本部に分割し、4月1日より新体制にて運営を開始しました。新設した研究開発本部には、アクリル系フィルム事業の開発を加速するため、つくば研究センターにフィルム・シートプロジェクトチームを新設し、つくば研究センター無機材料・デバイス研究開発グループを同センター成形・加工研究所に統合しました。また、新事業開発本部に新たに電材事業推進部および成形部材事業推進部を置き、電材事業推進部にて液晶ポリマーフィルム<ベクスター>のさらなる拡大を、成形部材事業推進部にて集光型太陽光発電向けレンズやLED照明向け導光板等の早期事業化を目指します。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2013年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2013年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	382,863,603	382,863,603	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	382,863,603	382,863,603	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	2013年4月25日
新株予約権の数(個)	176
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	88,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2013年5月15日 至 2028年5月14日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,483 資本組入額 742
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役および執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が2028年4月15日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

株主総会または取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額
会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項
上記(注1 - 1)に準じて決定する。
その他の新株予約権の行使の条件
上記(注1)に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年4月1日～ 2013年6月30日	-	382,863,603	-	88,955	-	87,098

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2013年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 32,637,900	-	-
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式 349,796,900	3,497,969	-
単元未満株式	普通株式 428,803	-	1単元(100株)未満の株式です。
発行済株式総数	382,863,603	-	-
総株主の議決権	-	3,497,969	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれています。

【自己株式等】

2013年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社クラレ	岡山県倉敷市 酒津1621番地	32,637,900	-	32,637,900	8.52
計	-	32,637,900	-	32,637,900	8.52

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2013年4月1日から2013年6月30日まで）および第1四半期連結累計期間（2013年4月1日から2013年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,151	45,549
受取手形及び売掛金	83,843	79,316
有価証券	31,696	33,401
商品及び製品	57,823	60,700
仕掛品	10,332	11,446
原材料及び貯蔵品	15,138	14,640
繰延税金資産	5,732	4,825
その他	7,237	7,034
貸倒引当金	742	610
流動資産合計	257,212	256,304
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	41,938	42,516
機械装置及び運搬具（純額）	82,298	82,232
土地	20,425	20,987
建設仮勘定	32,326	40,004
その他（純額）	4,285	4,327
有形固定資産合計	181,274	190,068
無形固定資産		
のれん	24,659	25,616
その他	26,664	28,477
無形固定資産合計	51,324	54,093
投資その他の資産		
投資有価証券	83,543	83,022
長期貸付金	679	521
繰延税金資産	2,744	3,049
前払年金費用	5,437	5,343
その他	5,114	4,826
貸倒引当金	76	73
投資その他の資産合計	97,442	96,690
固定資産合計	330,041	340,852
資産合計	587,254	597,157

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	37,048	29,643
短期借入金	30,918	30,958
未払法人税等	7,687	1,975
賞与引当金	6,590	4,240
その他の引当金	21	13
その他	29,182	30,027
流動負債合計	111,449	96,858
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	28,171	38,207
繰延税金負債	14,872	15,830
退職給付引当金	6,665	7,282
役員退職慰労引当金	178	132
環境対策引当金	1,051	1,051
資産除去債務	2,336	2,401
その他	11,221	11,500
固定負債合計	74,497	86,406
負債合計	185,947	183,264
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,955	88,955
資本剰余金	87,147	87,147
利益剰余金	263,262	263,073
自己株式	40,169	38,527
株主資本合計	399,195	400,649
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,076	5,864
繰延ヘッジ損益	17	26
為替換算調整勘定	9,877	1,881
年金負債調整額	622	744
その他の包括利益累計額合計	4,440	6,976
新株予約権	1,221	1,034
少数株主持分	5,330	5,232
純資産合計	401,307	413,892
負債純資産合計	587,254	597,157

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2012年4月1日 至2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2013年4月1日 至2013年6月30日)
売上高	88,523	93,158
売上原価	59,710	63,978
売上総利益	28,812	29,179
販売費及び一般管理費		
販売費	4,376	4,722
一般管理費	12,738	14,044
販売費及び一般管理費合計	17,114	18,766
営業利益	11,698	10,412
営業外収益		
受取利息	97	176
受取配当金	409	222
持分法による投資利益	30	19
その他	271	355
営業外収益合計	809	774
営業外費用		
支払利息	252	242
出向者労務費差額負担	250	198
その他	1,414	400
営業外費用合計	1,917	842
経常利益	10,590	10,345
特別損失		
固定資産廃棄損	-	207
買収関連費用	542	-
投資有価証券評価損	351	-
特別損失合計	894	207
税金等調整前四半期純利益	9,696	10,137
法人税、住民税及び事業税	2,335	2,943
法人税等調整額	1,461	589
法人税等合計	3,797	3,533
少数株主損益調整前四半期純利益	5,898	6,604
少数株主利益	76	49
四半期純利益	5,822	6,555

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2012年4月1日 至2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2013年4月1日 至2013年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,898	6,604
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	253	210
繰延ヘッジ損益	22	8
為替換算調整勘定	6,819	11,759
年金負債調整額	22	122
その他の包括利益合計	6,521	11,417
四半期包括利益	12,420	18,021
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	12,344	17,972
少数株主に係る四半期包括利益	75	49

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
<p>当第1四半期連結会計期間より、重要性が増したため、クラレアクア株式会社および可楽麗管理(上海)有限公司を連結の範囲に含めています。 また、当社は、2013年5月1日に当社の連結子会社であるクラレビジネスサービス株式会社を吸収合併したため、同日をもって同社を連結の範囲から除外しています。</p>

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
<p>(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)</p> <p>当第1四半期連結会計期間より一部の在外会社について「従業員給付」(国際会計基準審議会 国際会計基準第19号 2011年6月16日)を適用しています。これにより、数理計算上の差異、過去勤務費用および純利息費用等の認識方法ならびに表示方法の変更等を行っています。</p> <p>当該会計方針の変更は遡及適用され、前第1四半期連結累計期間および前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表および連結財務諸表となっています。なお、前第1四半期連結累計期間および前連結会計年度における当該遡及適用による影響は軽微です。</p>

(四半期連結貸借対照表関係)

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っています。

前連結会計年度 (2013年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)
<p>社会福祉法人石井記念愛染園 (連帯保証) 1,545百万円</p> <p>株式会社クレハ・バッテリー・ マテリアルズ・ジャパン 288百万円</p> <p>合計 1,833百万円</p>	<p>社会福祉法人石井記念愛染園 (連帯保証) 1,512百万円</p> <p>株式会社クレハ・バッテリー・ マテリアルズ・ジャパン 288百万円</p> <p>合計 1,801百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、当第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
減価償却費	6,074百万円	7,182百万円
のれんの償却額	494百万円	759百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2012年6月22日 定時株主総会	普通株式	5,922	17.00	2012年3月31日	2012年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2013年6月21日 定時株主総会	普通株式	6,279	18.00	2013年3月31日	2013年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

・前第1四半期連結累計期間(自2012年4月1日至2012年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ビニルア セテート	イソプ レン	機能材料	繊維	トレー ディング	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	29,721	7,622	6,324	7,904	25,926	77,497	11,025	88,523	-	88,523
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	7,376	4,206	4,116	2,587	886	19,173	3,824	22,998	22,998	-
計	37,097	11,828	10,440	10,491	26,813	96,671	14,850	111,521	22,998	88,523
セグメント 利益	11,913	600	434	613	754	14,316	1,011	15,327	3,628	11,698

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、活性炭事業、アクア事業、エンジニアリング事業等を含んでいます。

2. セグメント利益の調整額 3,628百万円には、セグメント間取引消去 8百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 3,620百万円を含んでいます。全社費用の主なものは、提出会社の基礎研究費、本社管理部門費です。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しています。

・当第1四半期連結累計期間(自2013年4月1日至2013年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ビニルア セテート	イソプ レン	機能材料	繊維	トレー ディング	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	37,103	6,876	7,114	7,534	24,822	83,451	9,706	93,158	-	93,158
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	6,498	4,924	3,445	2,603	690	18,163	3,952	22,116	22,116	-
計	43,602	11,801	10,560	10,138	25,512	101,614	13,659	115,274	22,116	93,158
セグメント利益 又は損失()	11,770	242	50	768	714	13,446	320	13,766	3,354	10,412

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、活性炭事業、アクア事業、エンジニアリング事業等を含んでいます。

2. セグメント利益の調整額 3,354百万円には、セグメント間取引消去74百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 3,428百万円を含んでいます。全社費用の主なものは、提出会社の基礎研究費、本社管理部門費です。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しています。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、中期経営計画『GS- 』で掲げた諸施策を一層確実に実行するために組織改定を実施しました。これにより、報告セグメントの区分を従来の「樹脂」「化学品」「繊維」「トレーディング」から、「ビニルアセテート」「イソプレン」「機能材料」「繊維」「トレーディング」に変更しています。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載していません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2012年 4 月 1 日 至 2012年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2013年 4 月 1 日 至 2013年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	16.71円	18.74円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	5,822	6,555
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,822	6,555
普通株式の期中平均株式数(千株)	348,434	349,774
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	16.69円	18.67円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	490	1,425
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2013年 8月 7日

株式会社クラレ

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 昭 夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩谷 岳 志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラレの2013年4月1日から2014年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2013年4月1日から2013年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2013年4月1日から2013年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社の2013年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。